

★「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」のご案内

令和5年10月1日
より改正

キャタピラー教習所株式会社

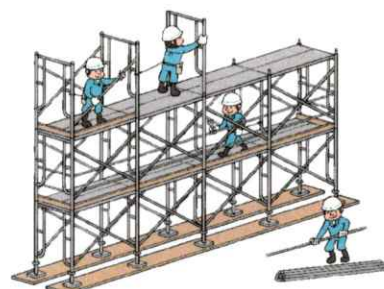
広島教習センター

足場作業主任者技能講習受講ありがとうございます。このたび、安全衛生規則の一部が改正され従来からの足場の点検時の点検者は令和5年10月1日からは足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者を氏名するとなります。(詳細は裏面参照下さい)

これを受けてこの度、下記日程で能力向上教育を開催しますので、ご案内いたします。

記

1. 開催日程 令和5年 8月05日(土)
9月15日(金)
9時～17時30分(7時間)



2. 講習場所 廿日市商工会議所 広島県廿日市市本町5-1
JR廿日市駅から徒歩15分、広電廿日市市役所前駅から徒歩5分
一般交通機関をご利用下さい。

3. 予約申込等
- | | |
|------|---------------------------|
| 受講資格 | 足場の組立て等作業主任者技能講習修了者 |
| 受講料 | ¥16,000円(含む消費税・送料代) |
| 定員 | 60名(定員になり次第、締め切らせていただきます) |

- | | |
|------|--|
| 申込方法 | 受講を希望される方は、電話等にてご連絡ください。
当方より、受講申込書を送付いたします。
(講習料は、事前に以下の口座にお振込願います。
= 振込手数料は貴方ご負担にてお願いします)
もみじ銀行 瀬野川支店(普通)1416573:キャタピラー教習所株式会社 |
|------|--|

人数が纏まれば、出張講習・臨時開催を実施します。ご相談下さい。

お問い合わせ・予約申込み先

今すぐアクセス...▶

Step to Professional
プロのライセンスを、あなたも。

安全は企業の宝、資格は一生の財産。ライセンスで「差」をつけよう!!



●技能講習・安全教育のご用命は当社まで
労働局長登録教習機関

〒738-0021 広島県廿日市市木材港北8-64

キャタピラー教習所株式会社 | 広島教習センター ☎0829-34-3011



足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部改正する省令の施行について

建設業においては、今なお年間 100 人程度の労働者が墜落・転落災害によって死亡しており、その対策を講ずることが強く求められていることを踏まえ、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。）が公布され、**令和 5 年 10 月 1 日**（一部規定は令和 6 年 4 月 1 日）から施行される事になりました。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりです。

第 1 改正の趣旨及び概要

- (1) 一側足場からの墜落・転落災害が発生していることから、一側足場の使用範囲を明確化するために必要な措置を規定したこと。
- (2) 足場からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることから、事業者又は注文者による足場の点検が確実にされるために必要な措置を規定したこと。

第 2 細部事項

- 1 一側足場の使用範囲の明確化（第 561 条の 2（新設）関係）
 - (1) 幅が 1 メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用
 - (2) (略)
 - (3) (略)
 - (4) 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合にあっては、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。
 - (5) 足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいこと。
- 2 足場の点検時の点検者の指名の義務付け（第 567 条、第 568 条及び第 655 条関係）
 - (1) 事業者は、足場（つり足場を含む。）の点検を行う際、点検者を指名しなければならない。
 - (2) (略)
 - (3) 改正省令による改正後の安衛則（以下「改正安衛則」という。第 567 条第 2 項及び第 655 条第 2 項第 2 号に規定する**点検者**については、**足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者**等、一定の能力を有する者を指名することが望ましいこと。
 - (4) (略)
- 3 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加（第 567 条及び第 655 条関係）
 - (1) 改正安衛則第 567 条第 3 項各号及第 655 条第 2 項各号に掲げる点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、改正安衛則第 567 条第 2 項及び第 655 条第 1 項第 2 号の規定により指名した者のものとする。
 - (2) 足場の点検後の記録及び保存に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。
- 4 施行期日(改正省令附則関係)
改正省令は、令和 5 年 10 月 1 日(1 については令和 6 年 4 月 1 日)から施行。

